

# 教科書採択における教職員の関わりについて

## 過去に起きた不適切行為事案をしっかりと把握しましょう

### 平成 28 年（2016 年）

- ・教科書発行者による不適切な行為が発覚
- ・全国で事案の調査を行った結果、本県を含むすべての都道府県で教職員が不適切な行為に関わっていたことが判明

#### 【発行者の問題】

- 「教科用図書検定規則実施細則」で、検定申請中の教科書は、外部に見せてはならないとされていることに反し、申請中教科書を見せた教科書発行者があったこと
- 教科書を見せ意見聴取をする際に、教員に対し謝礼等を支払ったことが、公平・公正な教科書採択を害する恐れがあること

#### 【教員の問題】

- 見ることの許されない検定中の教科書を見たこと
- 服務監督権者に兼職承認申請等の手続きをせずに会議に参加し、加えて謝金等の対価を受け取った者がいること

## 管理職と教育委員会で、情報を共有しましょう

- 教職員に対して、下記のことを指導する機会を設けていますか。
  - 教科書会社は営利企業という面があることを認識し、その依頼や業務を受ける場合には、所属長への相談や報告をするとともに必要な手続きをとる。
  - 教科書会社の学校等への訪問があった場合は、所属長に報告する。また、状況・内容によっては複数で対応。
  - 教科書会社からの贈答品や寄贈品等（資料やサンプルは除く）は、軽率に受け取らない。
  - 教科書採択に関する宣伝活動に従事しない。
  - 教科書会社による自宅訪問は、採択期間は辞退する。それ以外の期間であっても慎重に対応する。
- 教職員が教科書著作編集委員として従事することになった場合は、所属長に相談、報告を徹底するように、教職員に伝えていますか。

参考：3文科初第 2695 号令和 4 年 3 月 31 日

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）